

諮詢番号：平成31年度諮詢第18号

答申番号：平成31年度答申第19号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年1月24日、神戸市 [] に所在する土地（以下「本件土地」という。）を、売買により財務省から取得し、同日以降、本件土地を所有していた。
- 2 処分庁は、平成31年4月3日、本件土地並びに神戸市 [] に所在する土地（以下「本件審査請求外土地」という。）及び同土地上に所在する家屋番号 [] の家屋（以下「本件審査請求外家屋」という。）（以下これらを「本件固定資産」と総称する。）について、平成31年度固定資産税・都市計画税納税通知書により、本件固定資産に係る平成31年度の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 3 審査請求人は、令和元年7月3日、本件処分のうち本件土地に対する課税の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 現在、老人福祉施設や障害者施設、保育所等（以下「老人福祉施設等」）

という。) の整備は重要な課題とされており、これらの施設の用に供される固定資産は、賦課期日においてその本来の用に供している場合に、固定資産税及び都市計画税は非課税となる。(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第348条第2項第10号の2, 第10号の3, 第10号の4, 第10号の6)

- (2) しかし、老人福祉施設等の開設は多数の人材の確保の必要性及び施設開設手続きの特殊性、その建設規模から賦課期日後に老人福祉施設等の用に供されることが頻繁にある。この場合、賦課期日において所有する固定資産が老人福祉施設等の用に供されていないとして、固定資産税・都市計画税を課税することは、法第348条の趣旨目的に照らして著しく不當である。
- (3) 神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。)第53条第2項は、必要があると認めるときは、固定資産税を減免することができるとされており、このような賦課期日後に老人福祉施設等の用に供された固定資産税及び都市計画税は減免を講じるべきである。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法第348条第2項による固定資産税等の非課税について

法第348条第2項第10号の2, 第10号の3, 第10号の4及び第10号の6は、社会福祉法人等が児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設及び社会福祉事業の用に供する固定資産については固定資産税を課す

ることができないと規定しているところ、その要件充足の有無は、賦課期日においてその本来の用に供されている否かで判断される。都市計画税についても同様である（法第702条の8）。

平成31年度固定資産税等の賦課期日である平成31年1月1日の時点
で本件土地上には児童福祉施設等が存在せず、児童福祉施設等の用に供
されていたとは認められないから、本件土地について法348条第2項を
適用せずに行われた本件処分は適法であり、不当とも言えない。

(2) 条例第53条第2項による固定資産税等の減免

審査請求人は、条例第53条第2項により、平成31年度固定資産税等を
減免すべきであると主張しているが、減免制度は、賦課処分が適法に行
われた後に納税義務者の申請によってその税額の全部または一部を免
除するものであるから、仮に何らかの減免事由が認められるとしても賦
課処分の違法性又は不当性を基礎づける事情とはならない。

したがって、審査請求人の上記主張は本件処分の違法性又は不当性を
基礎づける事情とはならず、主張自体失当と言わざるを得ない。

第5 調査審議の経過

令和元年12月24日 第1回審議

令和2年1月21日 第2回審議

令和2年2月13日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 法第348条第2項による固定資産税等の非課税について

法第348条第2項第10号の2、第10号の3、第10号の4及び第10号の6
は、社会福祉法人等が児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設及び
社会福祉事業の用に供する固定資産については固定資産税を課すこと
ができると規定しているところ、その要件充足の有無は、賦課期日にお
いてその本来の用に供されている否かで判断される。都市計画税について

も同様である（法第702条の8）。

平成31年度固定資産税等の賦課期日である平成31年1月1日の時点で本件土地上には児童福祉施設等が存在せず、児童福祉施設等の用に供されていたとは認められないから、本件土地について法348条第2項を適用せずに行われた本件処分は適法であり、不当とも言えない。

2 条例第53条第2項による固定資産税等の減免

審査請求人は、条例第53条第2項により、平成31年度固定資産税等を減免すべきであると主張しているが、減免制度は、賦課処分が適法に行われた後に納税義務者の申請によってその税額の全部または一部を免除するものであるから、仮に何らかの減免事由が認められるとしても、減免制度によって判断されるべきであり、賦課処分である本件処分の違法性又は不当性を基礎づける事情とはならない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長 水谷恭子

委員 興津征雄

委員 大原雅之

委員 西上治